

宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

宇部市職員特殊勤務手当支給条例（昭和四十四年条例第十五号）の一部を次のように改める。

令和五年六月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

附則中第三項の前の見出し及び同項を削る。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当を廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

附 則
新 旧 対

| (衛生業務従事手当の特例)

3 | 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項において「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に実施される措置に係る業務に従事したときは、衛生業務従事手当を支給する。この場合においては、別表衛生業務従事手当の項の規定は、適用しない。

4 | 前項の手当の額は、一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触する業務又はこれらの者に長時間にわたり接する業務その他これらに準ずるものとして市が認める業務に従事した場合は、四千円）とする。

附 則
照 表

新

議案第五十四号

宇部市税賦課徵収条例中一部改正の件

宇部市税賦課徵収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和五年六月一日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第三十四条の九第二項中「又は」の下に「当該控除することができなかつた金額のうち法第三百四十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第三十六条の三の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

第三十八条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の二項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第四十一条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十四条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の下に「（これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。次項及び第五項において同じ。）」を加え、同条第二項本文中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項ただし書、同条第三項、第五項及び第六項中「によつて」を「により」に改める。

第四十七条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「通知によつて」を「通知により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徵収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徵収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第四十七条の二第一項中「によつて徵収することが」を「により徵収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の下に「（これと併せて賦課徵収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第四十七条の五において同じ。）」を加え、「によつて徵収する場合においては」を「により徵収する場合には」に、「によつて徵収する。」を「により徵収する。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十七条の六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「方法によつて」を「方法により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徵収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徵収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第八十二条第一号ニ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第十五条の二第四項及び第十六条の二第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十二条の改正規定及び附則第三条第一項の規定（この条例による改正後の宇部市税賦課徵収条例（以下「新条例」という。）附則第十六条の二第三項に係る部分を除く。） 令和五年七月一日

二 第三十六条の三の二の改正規定及び次条第二項の規定 令和七年一月一日
(市民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和五年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十六条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき宇部市税賦課徵収条例第三十六条の三の二第一項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第八十二条第一号ニ及び附則第十六条の二第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十五条の二第四項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、森林環境税の導入、原動機付自転車に係る規格の改正その他所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 照 表

旧

新

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第三十四条の九

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めることにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は

納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第三十六条の三の二

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第三十四条の九

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めることにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第三十六条の三の二

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書(その者が当該前年の中途中において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより前項又は法第三百十七条の三の二第一項

の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百七条の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

2| 前項 又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3| 前二項 の場合において、これら の規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4| 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第五十三条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

5| 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたと

3| 第一項 又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第一項 又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

4| 第一項及び前項の場合において、これら の規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5| 給与所得者は、第一項及び第三項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第五十三条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

6| 前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたと

き」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第三十八条 個人の市民税は、第四十四条、第四十七条の二第一項、第四十七条の五又は第五十三条の五の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2

(個人の市民税の納税通知書)

第四十一条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び 県民税額の合算額
(第四十七条第一項又は第四十七条第六第一項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第四十七条第一項又は第四十七条第六第一項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第四十四条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者うち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得

き」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第三十八条 個人の市民税は、第四十四条、第四十七条の二第一項、第四十七条の五又は第五十三条の五の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2

(個人の市民税の納税通知書)

第四十一条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第四十七条第一項又は第四十七条第六第一項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第一項の納期(第四十七条第一項又は第四十七条第六第一項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第四十四条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者うち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得

に係る所得割額及び均等割額

特別徴収の方法によつて徴収する。
の合算額を

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第三十六条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額を同部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

5 紳税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三

に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第五項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第三十六条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

5 紳税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三

条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を

徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の一月一日から四月三十日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別

条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日)までに、第一項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を

徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の一月一日から四月三十日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別

徴収の方法によつて徴収する。

額への繰入れ) (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税

第四十七条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第四十条第一項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ) 徴収する。

第四十七条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第四十条第一項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとす

2 法第三百二十二条の六第一項の通知により、変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第四十七条の二 個人の市民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徵収)

かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十二条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第四十四条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第四十七条の五において同じ。）の二分の一に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

二 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対しても課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第四十条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

かつ、同日において老齢等年金給付（法第三百二十二条の七の二第一項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第四十七条の五において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第四十四条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第四十七条の五において同じ。）の二分の一に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

二 特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対しても課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第四十条第一項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収
税額への繰入れ)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収
税額への繰入れ)

第四十七条の六 法第三百二十二条の七の七

第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第四十条第一項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第三百二十二条の七の七第三項（法第

三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の規定によつて

象年金所得者の未納に係る徴収金に充当す
当該特別徴収対

第四十七条の六 法第三百二十二条の七の七

第一項又は第三項（これらの規定を法第三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後において到来する第四十条第一項の納期がある場合には そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。

2 法第三百二十二条の七の七第三項（法第

三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し

る。

(種別割の税率)

第八十二条

一

ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの

を除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円

附 則
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下であるもの側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十五条の二

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十六条の二

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第八十二条

一

ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下であるもの側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円

附 則
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下であるもの側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十五条の二

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十六条の二

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

議案第54号

宇都市税賦課徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

地方税法の一部改正（令和5年度税制改正関連）に伴い、森林環境税の導入及び原動機付自転車に係る規格の改正その他所要の整備を行うもの。

今回の一部改正の概要は次のとおり

2 改正内容

(1) 森林環境税の導入に伴う規定の整備

森林環境税の導入に伴い、その方法や取り扱い等を定めるための所要の整備

【施行期日：令和6年1月1日】

(2) 電動キックボードの車両区分を定めるための規定の整備

特定小型原動機付自転車（電動機の定格出力が0.6kW以下であって、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km／時以下のもの）の車両区分を一般原動機付自転車に区分するための所要の整備

【施行期日：令和5年7月1日】

(3) 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化

自動車メーカー等の不正により、環境性能割及び種別割の税額の納付不足額が生じた場合にメーカーに負担させる追加納税分について、加算する割合を従来の10%から35%に引き上げる。

【施行期日：令和6年1月1日】

(4) 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化

前年提出の申告書への記載事項と異動がない場合の記載事項の簡素化に対応するための規定の追加

【施行日 令和7年1月1日】

(5) 引用条文の条項ずれ、字句の修正等の所要の整備

【施行期日：令和6年1月1日、令和7年1月1日】

特定小型原動機付自転車 最高速度 20 km/h以下



【警視庁ホームページより】